

策定年月	平成17年6月
変更年月	平成18年5月
変更年月	平成22年6月
変更年月	平成26年9月
変更年月	令和3年2月
変更年月	令和5年9月

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和5年9月

南部町

目 次

第1	農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1.	南部町農業の現状	2
2.	農業構造の現状と見通し	3
3.	望ましい農業構造確立のための基本方向	4
第2	農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
1.	農業経営モデル策定の前提	9
2.	農業経営モデル類型	9
第3	新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営に関する営農の類型ごとの目標とすべき農業経営の基本的指標	10
1.	農業経営モデル策定の前提	10
2.	農業経営モデル類型	11
第4	農業を担う者の確保及び育成に関する事項	11
1.	農業を担う者の確保及び育成の考え方	11
2.	農業を担う者の確保に向けた南部町の取組	12
3.	確保・育成すべき人数の目標	13
第5	効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標	13
1.	上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標	13
2.	その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
第6	農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項	14
1.	地域計画策定に関する事項	14
2.	利用権設定等促進事業に関する事項	15
3.	農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	20
4.	南部町農村振興公社が行う農作業の受託の実施並びに農業者への再委託の実施の促進に関する事項	22
5.	農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項	22
6.	農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	23
7.	その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項	23
第7	その他	24
<	参 考 資 料 >	30

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1. 南部町農業の現状

平成16年10月1日に旧西伯町と旧会見町が合併して誕生した南部町（以下「町」という。）は、総面積114.03km²（旧西伯町83.08km²、旧会見町30.95km²）人口1万950人（2015年国勢調査）、世帯数3,514世帯となった。

西伯地域、会見地域の農業はそれぞれの特徴があり、その特徴を伸ばすとともに、新たな生産も目指し、農業の振興を図ることを基本にしながら、現状を把握するものである。

本町の農地は、総面積の7.2%に当たる819.4haの耕地が法勝寺川及び小松谷川沿いの沖積平野及びそれに繋がる各支流流域の山間谷部に偏在しており、そのうち700.7ha、85.5%が田、55.0ha、6.7%が畑、63.8ha、12.8%が樹園地となっている。

農家数は909世帯あり、総世帯3,514世帯の25.9%を占め、農業は本町の基幹的産業に位置付けられる。しかし、専業農家が162世帯であるのに対して兼業農家が626世帯、率にして79.4%と約8割を占めており、その中でも第2種兼業農家が全体の72.7%に達している。また、近年は農家世帯数、農業就業人口の減少、高齢化が77.5%（2015年世界農林業センサス）と大幅に進行しており、農業を引き継いでいく後継者の確保が急務となっている。

経営規模別にみると1世帯あたりの平均経営耕地面積は約0.9haで、経営耕地面積1.5ha未満の農家が87.2%を占めている。

農業生産は、水稻、梨・柿・いちじくなどの果樹、花卉、白ネギ、ブロッコリーなどの野菜、畜産が主体である。特に梨と柿については、県下でも有数の産地として定着しており会見地域の特産の富有柿をはじめ、柿の新品種の輝太郎、梨についても付加価値の高い新甘泉の生産を振興している。

しかし、水田農業については、米に代わる有力な特産品が無いことから農業生産の中で米に依存する部分が多く、近年の農産物価格の下落もあって農業粗生産額は減少傾向にある。

農業は、食料供給をはじめとして、地域経済への寄与等公益的機能を担っており、将来にわたって、その持続的な発展が図られなければならない。しかしながら農家戸数の減少、主たる従事者の高齢化が進行していることに加え、耕作放棄地の増加、農業を取り巻く国内外の諸情勢が急速に変化し、不透明かつ深刻化する中で、地域の農業を魅力とやりがいのある産業として育成していく必要がある。

これらの状況を踏まえ、農業を真に魅力のある産業とするため、生産性と収益性向上への支援、制度の充実及び生産基盤の整備等を実施することで定年帰農等新規就農者の確保や生産法人、集落営農組織等多様な経営体の育成・確保を図ることが重要である。また、経営の目指すべき方向を明らかにし、その実現に向けて農業者との対話の中から施策を発想し、意欲のある者へ重点的かつ集中的に支援していく必要がある。

次に、農村は、農業者を含めた地域住民の生活の場であり、兼業農家を含めて、農業生産の基盤たる農用地や水路が維持されており、主業的な農業経営体の経営も農村集落の中で全農家との調和を保っている。農村は、農業の持続的な発展の基盤たる役割を果たしているとともに、「自然の恵み・人との触れあい・心の安らぎ」のある場所でもある。南部町全体の均衡ある発展を図り、こうした農村の持つ多面的な機能を維持するためには、住民の創意工夫による村づくりを積極的に支援し、集落全体が相互にメリットを享受できるような地域農業の確立を図り、集落に明るさと活気を取り戻すことが必要である。

こうした背景の下、本町農業の持続的な発展と農村の活性化を図るためには、南部町農業再生協議会（以下「農業再生協議会」という。）が中心となり、町、南部町農業委員会（以下「農業委員会」という。）、鳥取西部農業協同組合（以下「農業協同組合」という。）、南部町農村振興公社（以下「農村振興公社」という。）、鳥取県西部総合事務所農林局西部農業改良普及所（以下「西

部農業改良普及所」という。)、公益財団法人鳥取県農業農村担い手育成機構(以下「担い手育成機構」という。)などと連携をはかり、効率的かつ安定的な農業経営体を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することにより、本町において生産性の高い農業を展開することが必要になる。また、南部町人・農地問題解決に向けたチーム会議(以下「人・農地チーム会議」という。)を開催し、担い手と農地をめぐる幅広い問題解決に向けた取り組みを行う。

このため、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標の明確化と、その目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対し、地域内の分散錯圃を整理し、作目別の団地化を進め、担い手の生産コスト削減を念頭に農地集積と農地利用の集約化を図ることが重要となる。担い手育成機構の行う農地中間管理事業を集積の中心事業に位置付け、農業再生協議会等を中心に推進方策、モデル地区等を定め、それぞれの機関が必要な役割を担いながら強力に推進する体制を構築することで、これらの農業者の経営合理化その他農業経営基盤の強化を促進するとともに、農業生産の組織化、人材の育成・確保、女性や高齢者の役割の明確化を促進するための措置を総合的に講ずることとする。また、地域の人と農地の在り方について徹底的な話し合いを行い、農業経営基盤強化促進法第19条に規定する地域計画(以下、「地域計画」という。)を策定・実行するため、各関係機関と積極的に連携しながら、地域ぐるみで担い手となる農業者や集落営農組織の育成と、それらへの農地の集積、集団化を進めていこうという機運の醸成を関係機関とともに図っていくものとする。

2. 農業構造の現状と見通し

農家世帯数及び耕地面積と農家構造の分化を次のとおり見込む。

(1) 農家世帯数

過去10年間の農家数の推移により、令和10年度を推計した結果、高齢化や後継者不足等の進展により、農家世帯数は762世帯と17%程度の減少が見込まれる。

区 分	令和元年度 (A)	令和10年度 (B)	B/A
南 部 町	909世帯 (593世帯)	762世帯 (497世帯)	83.8%

()は販売農家数

(2) 土地利用

耕地面積は819haで町面積の7.2%を占めているが、転用等の潰廃面積が増加しており、更に、近年、高齢化等により耕作放棄する農家が増加してきている。今後とも農地の減少傾向は続くものとして予測され、令和10年度には777ha程度になるものと見込まれる。

区 分	令和元年度 (A)	令和10年度 (B)	B/A
南部町耕地面積	819	777	94.8%
うち 田	701	665	94.7%
うち 畑	118	112	95.9%

(2020年世界農林業センサス)

(3) 農家構造の分化

本町の農家構造を展望すると、農業経営の拡大・充実を図り、優れた経営能力と高い技術力を備え、地域の農業生産をリードしていくような農業者、高齢化や後継者不在、更には農家世帯員の安定的兼業化等により経営規模を縮小して自給的・趣味的な農業を営む農業者、及び新たに農

業経営を営む青年等新規就農者や集落営農の構成員等に階層分化していくものと予測される。このため、将来の農家構造は下表のように分化していくものとする。

農家分類		内容
効率的かつ安定的な農業経営 (個別経営体・組織経営体・準経営体)		主たる従事者の年間労働時間がその地域の他産業従事者と同等であり、主たる従事者一人当たりの生涯所得が他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い営農を行う経営（経営体）及び認定新規就農者で地域計画等に位置づけられた中心経営体（個別経営体、組織経営体、認定新規就農者との重複を除く）（準経営体）。
その他の農家	販売農家	経営耕地面積が30a以上又は農産物販売金額が50万円以上の生産組織等の構成員として、地域農業を担っていく農家。
	自給的農家	他産業に従事しながら、休日等には農業に従事し、生産物の販売収入がある農家。

3. 望ましい農業構造確立のための基本方向

農家世帯数、耕地面積ともに今後も減少傾向で推移していく中で、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立するため、施策誘導による目標として、望ましい農業構造確立のための基本方向を以下のとおり展望する。

(1) 基本的指標

ア 効率的かつ安定的な農業経営の育成目標

農業を職業として選択するに足る魅力とやり甲斐のあるものとしていくためには、地域の他産業従事者と遜色のない水準の生活を確保できる農業経営体を育成することが重要である。

このため、本町における他産業従事者の年間労働時間、生涯所得と均衡する水準の農業経営として、主たる従事者1人当たりの年間労働時間1,800時間程度、年間農業所得概ね300万円以上を確保することができる経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営（経営体）の育成を図るものとし、次の育成・確保目標を見込む。

区分	令和10年度目標	備考
個別経営体	53経営体	認定農業者 31
		基本構想水準到達者 22
組織経営体	6経営体	
準経営体	33経営体	認定就農者 5
		地域計画等中心経営体 28

また、この経営の育成目標を達成するために、水稻作等の土地利用型作物を中心に経営規模の拡大が必要となり、令和10年度におけるこの経営への農用地利用集積面積の目標は次のとおり見込む。

効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する目標	農用地利用に占めるシェア
441ha	57%

更に、効率的かつ安定的な農業経営体には、地域農業を担っていく農家としての位置づけから、年間農業所得概ね300万円以上の経営のみならず、認定新規就農者や地域計画等に位置

づけられた中心経営体（準経営体）も含めている。また、この経営体は、個々の経営規模の拡大を図りながら、必要に応じて集落営農等の生産組織のオペレーター等の役割を果たすため、農作業受委託面積の拡大が図られる必要がある。

このため、効率的かつ安定的な農業経営体の令和10年の育成・確保目標とこれへの農用地利用集積の目標を次のとおりとし、各種施策の積極的・重点的な推進により誘導を図る。

区 分	令和10年度目標	備 考
効率的かつ安定的な農業経営体	92	個別経営体53、組織経営体6、準経営体33を含む。

区 分	効率的かつ安定的な農業経営体への農用地利用集積目標	農用地利用に占めるシェア
合 計	441 ha	57%
うち経営耕地	390 ha	
うち作業受託	51 ha	

イ 目指すべき地域農業の在り方

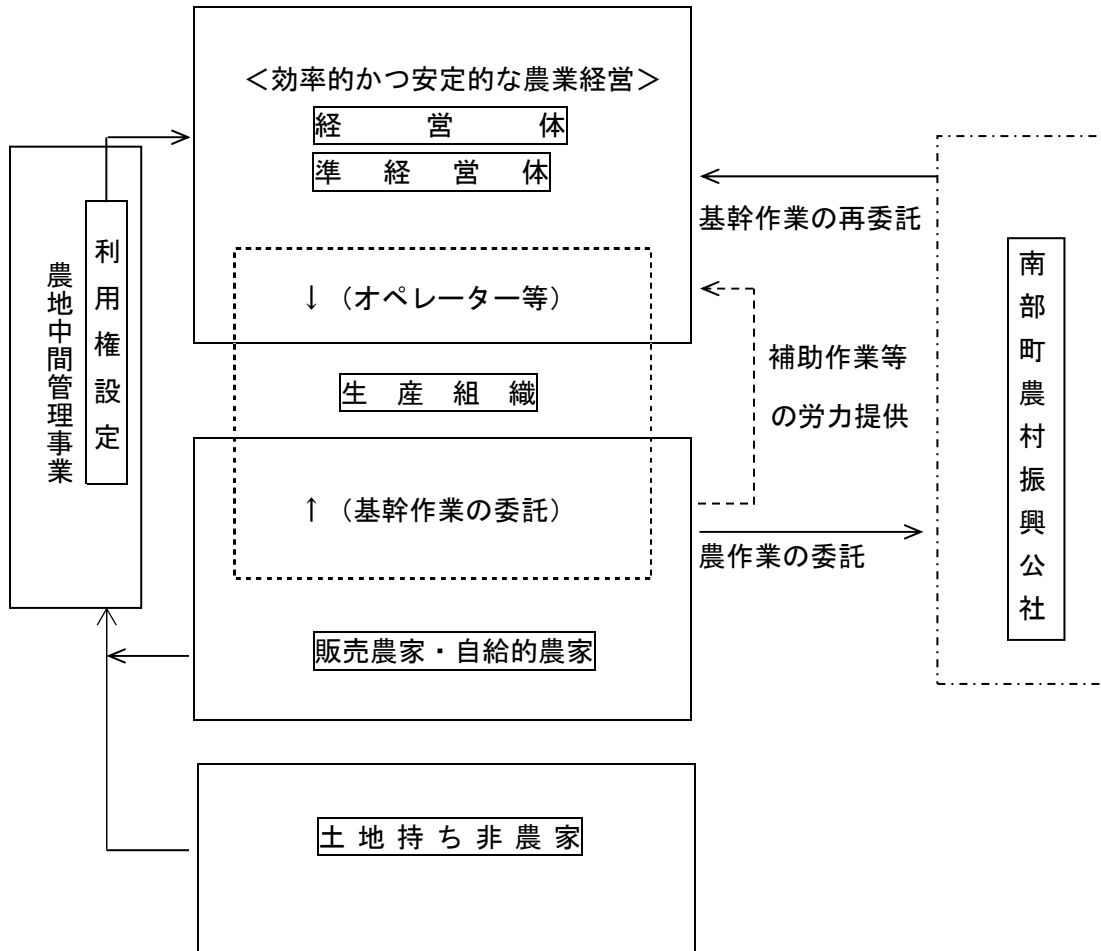
農業構造の分化が進む中で、地域農業の健全な発展を図るためには、地域計画の策定・実施を進めることで、地域における農家の役割分担を明確化し、地域の一体的な支援の下で、効率的かつ安定的な農業経営の育成・確保、これを核とした農業生産の組織化と農用地・作付面積の集積を進めることが必要である。また、販売農家及び自給的農家は、地域農業の発展や農村集落の機能維持等、多くの面で今後とも重要な役割を担っていくとともに、農業生産のかなりの部分を支えていくものと予想される。このため、個別経営体と協力しながら、販売農家及び自給的農家等の労働力の活用等、地域においてそれぞれの機能を補完する地域農業のシステムとして集落営農型組織経営体の育成も重要である。

更に、中山間地域等まとまった農用地の少ない地域では、土地利用型作物を対象とする効率的かつ安定的な農業経営は困難であることから、販売的農家及び自給的農家からなる集落ぐるみの営農組織を、平地地域では恵まれた生産条件を活用して、生産コストの低減や余剰労働力を活用した集約型農業に取り組むための営農組織の育成を推進する。また、これら集落を母体とする営農組織は、農村集落機能の維持等の面から必要不可欠なものであることから、機械の共同所有・利用だけに留まらず、特定農業法人への発展を誘導する必要がある。

なお、高齢化が著しく進行し農業の担い手不足が深刻化している中、農用地を守るため、農村振興公社による農作業受委託業務の展開とともに、農地中間管理事業を活用した農用地流動化等を積極的に推進する。

加えて、遊休農地及び今後遊休農地となるおそれのある農地（以下「遊休農地等」という。）のうち、農業上の利用の増進を図る必要のあるものについて、農地として効率的な利用の確保及び遊休化の防止等を図る。

<農業のイメージ>

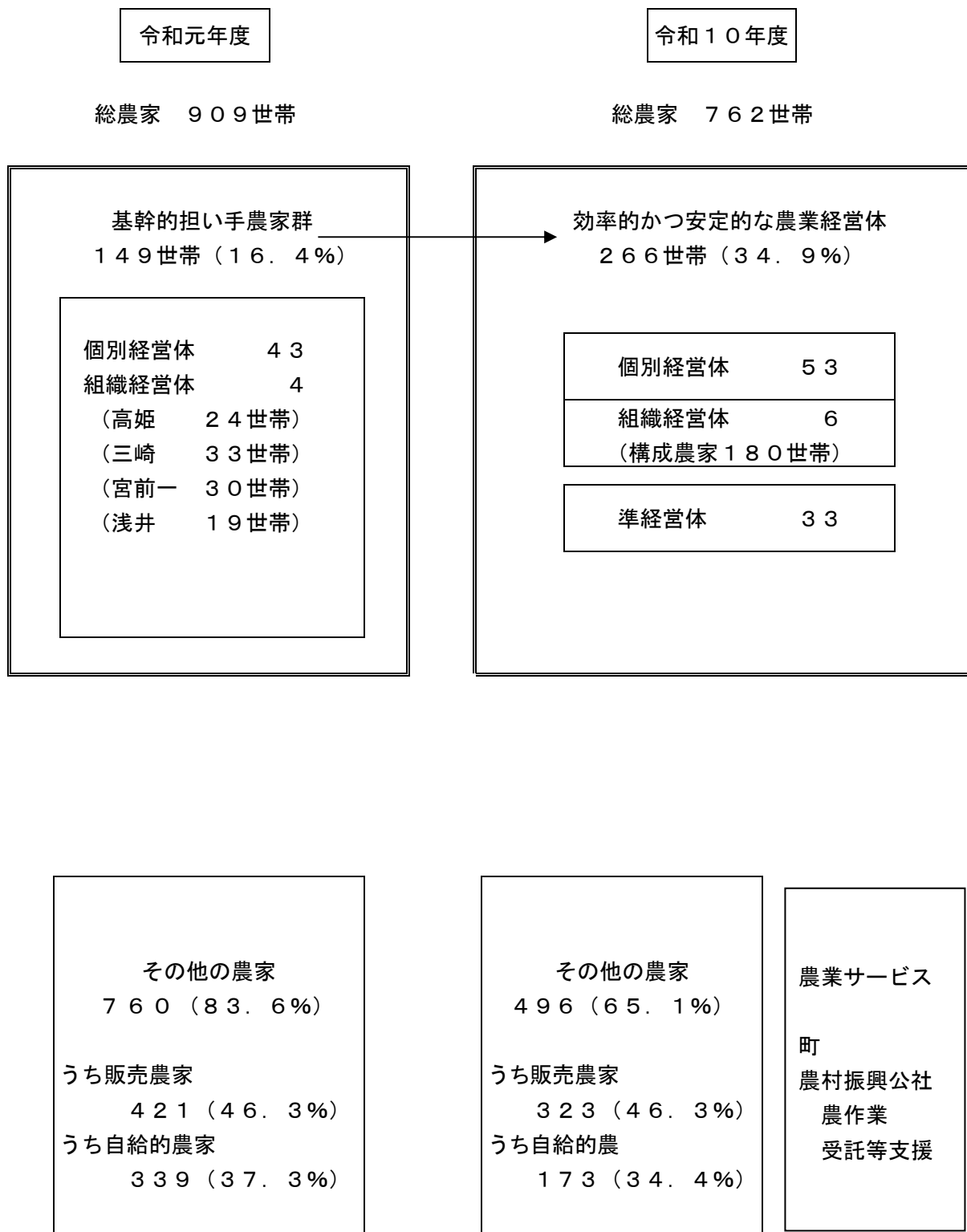


(2) 望ましい農業構造の展望

ア 農家構造の展望

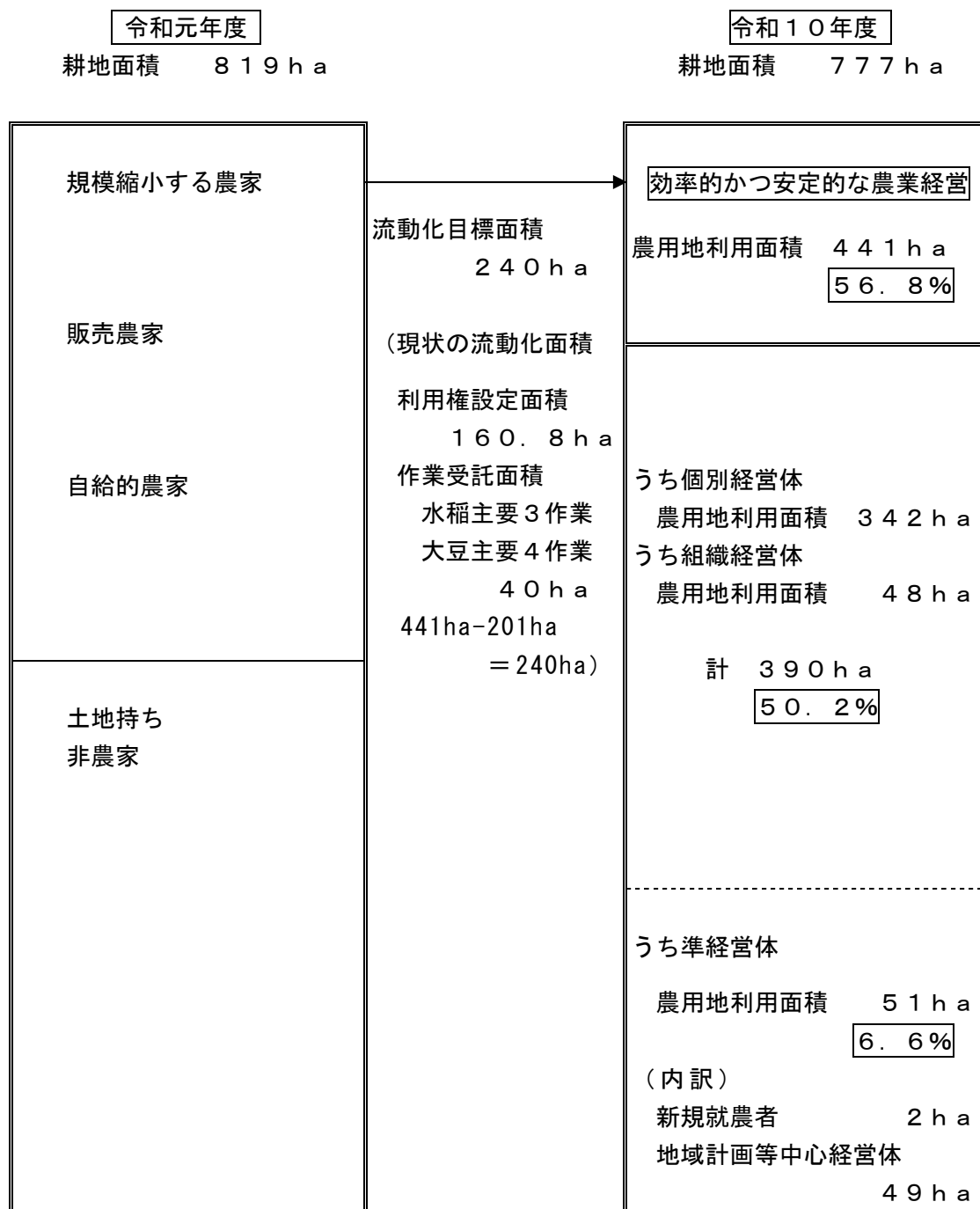
令和10年度における農家構造は次のとおり展望される。

< 南部町 >



イ 農用地利用の展望

令和元年度の農業構造の展望において、全農家の34.9%の効率的かつ安定的な農業経営体への農用地利用集積は目標を農用地面積の57%と見込む。



第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事者の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1. 農業経営モデル策定の前提

(1) 経営モデル設定の基本的考え方

- ア 第1で示した経営体育成のため、それらが目標とすべきモデルとして策定したものである。
- イ 経営モデル設定の前提条件として、本町で実際に営まれている代表的な経営事例を踏まえ、本町における他産業従事者の年間労働時間、生涯所得等を考慮し、それらと同等の水準を達成しうる農業経営を基本において策定している。
- ウ 従って、現実には、個々で示した類型以外にも地域の実情に即した多様な経営が営まれるものと考えられるが、それぞれの地域において自然的・社会的諸条件を考慮した経営類型を設定していくことが重要である。

目標とする水準	年間労働時間	概ね1,800時間 (主たる従事者の年間労働時間)
	年間農業所得	概ね300万円以上 (主たる従事者1人当たり)

(2) 試算の考え方

経営体を育成するため、生産性の向上、機械施設の効率的利用体系の確立、既に確立した先進技術の導入、物財費の節減等低コスト生産営農体系を念頭において試算した。

2. 農業経営モデル類型

(1) 農業経営モデル類型の設定について

- ア 農業経営モデル類型は、本町において実際に取り組まれている経営事例を基礎としてあり、作物については多様な組合せが考えられる。
- イ 経営改善計画の策定にあたっては、本モデルを基本にしながらも、地域や認定農業者の実情に即して組み替えることとする。

(2) 経営モデル類型の区分について

個別経営体10類型、組織経営体2類型を設定し、経営モデル類型の基本的指標については、巻末に参考資料として添付したが、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

南部町経営モデル類型

〈個別経営体：10類型〉

番号	経営類型	作目	経営面積 (ha)	適用地域
1	水稲+大豆+作業受託	水稲・大豆・作業受託	12.0+10.0	全域
2	果樹	梨、柿	0.5+0.5	会見地域
3	いちじく+花き	いちじく・ゆり・ストック	0.5	全域
4	酪農	酪農	5.0+40頭	〃
5	肉用牛	肉用牛(繁殖)・水稲	4.0+20頭	〃
6	ブロッコリー	ブロッコリー	5.0	〃
7	しろねぎ	しろねぎ+スイートコーン	1.4	〃
8	花壇苗	花壇苗	0.6	〃
9	切花	切花	0.5	〃
10	イチゴ	イチゴ	0.2	〃

〈組織経営体：2類型〉

番号	経営類型	作目	経営面積 (ha)	適用地域
1	水稲+作業受委託	水稲・作業受託	20.0+10.0	平野部
2	水稲+転作作物	水稲・転作作物(大豆)	25.0	全域

第3 新たに農業経営を営もうとする青年等の農業経営に関する営農の類型ごとの目標とすべき農業経営の基本的指標

1. 農業経営モデル策定の前提

(1) 経営モデル設定の基本的考え方

就農5年後に達成すべき所得目標として、本県における効率的かつ安定的な農業経営の目標とする水準を考慮し、その8割程度(主たる従事者一人当たり概ね240万円以上)を達成しうる農業経営を基本に、実際に営まれている経営事例を踏まえて策定した。従って、現実には、個々で示した類型以外にも地域の実情に即した多様な経営が営まれており、それぞれの地域において自然的・社会的諸条件を考慮した指標数値や経営類型を設定していくことが重要である。

【目標とする水準】

年間労働時間	主たる従事者の年間労働時間：概ね <u>1,800時間</u>
年間農業所得	主たる従事者一人当たり概ね <u>240万円</u> 以上

(2) 試算の考え方

生産性の向上、機械施設の効率的利用体系の確立、既に確立した先進技術の導入、物財費の節減等低コスト生産営農体系を念頭において試算した。

2. 農業経営モデル類型

モデル類型ごとの基本的指標については、巻末に参考資料として添付した。なお、社会情勢の変化等に適応したものとするため、必要に応じて適宜見直すものとする。

	経営類型	作 目	経営面積 (ha)	適用地域
1	果樹	梨、柿	0.4+0.2	会見地域
2	いちじく+花き	いちじく・ゆり・ストック	0.5	全域
3	酪農	酪農	5.0+40頭	〃
4	肉用牛	肉用牛(繁殖)	4.0+18頭	〃
5	ブロッコリー	ブロッコリー	4.3	〃
6	白ねぎ	白ねぎ+スイートコーン	1.4	〃
7	花壇苗	花壇苗	0.6	〃
8	切花	切花	0.5	〃
9	イチゴ	イチゴ	0.2	〃

第4 農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

町は、将来の南部町の農業を担う若い農業経営者の意向その他の農業経営に関する基本的条件を考慮して、農業者又は農業に関係する団体が地域の農業の振興を図るためにする自主的な努力を助長することを旨として、意欲と能力のある者が農業経営の発展を目指すに当たってこれを支援する農業経営基盤強化促進事業その他の措置を総合的に実施する。

まず、町は、農業協同組合、農業委員会、西部農業改良普及所等が十分なる相互の連携の下で濃密な指導を行うため、農業再生協議会を設置し、集落段階における農業の将来展望とそれを担う経営体を明確にするため徹底した話し合いを促進する。更に、望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して上記の農業再生協議会が主体となり、認定農業者の経営状況の自己チェックと結果のフォローアップを町、農業改良普及所等の連携の元に強力に推進することによって、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や総合の連携が図られるよう誘導する。

次に、農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な農業者に対しては、農業委員などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

特に、農用地の利用集積を進めるに当たっては、農地中間管理機構に指定した担い手育成機構を担い手の規模拡大や農地集積、分散錯圃の解消による農地の集団化を支える中核的な事業体と位置づけ、関係機関との連携を密にしながら農地中間管理事業を最大限に活用していくものとし、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して円滑な農用地の面的集積を推進する。

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、地域での話し合いと合意形成を

促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。また、地域での話し合いを進めるに当たっては、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

さらに、このような農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農村振興公社と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。また、併せて集約的な経営展開を助長するため、西部農業改良普及所の指導の下に、既存施設園芸の作型、品種の改善による高収益や新規作目の導入を推進する。

また、生産組織は、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置づけを占めるものであると同時に、農地所有適格法人等の組織経営体への経営発展母体として重要な位置づけを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進等を図ることにより地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人形態への誘導を図る。

なお、効率的かつ安定的な農業経営と小規模な兼業農家、生きがい農業を行う高齢農家、土地持ち非農家との間で補助労働力の提供等による役割分担を明確化しつつ、地域資源の維持管理、農村コミュニティの維持が図られ、地域全体としての発展に結びつくよう、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者のみならず、その他サラリーマン農家等にも本法その他の諸施策に基づく農業経営基盤の強化及び農業構造の再編の意義について、理解と協力を求めていくこととする。

特に、法第12条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置づけ、農業委員会の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積はもちろんのこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、南部町が主体となって、関係機関、関係団体にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

2. 農業を担う者の確保に向けた南部町の取組

新たに農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくためには就農相談から就農、経営定着の段階まできめ細やかに支援していくことが重要である。そのため、就農者希望者に対しては、担い手育成機構による就農相談や研修事業を活用して十分な事前準備を行うとともに、支援施策については町及び鳥取県、農地については農業委員会や農地中間管理機構による紹介、技術・経営面については西部農業改良普及所、農業協同組合等が重点的な指導を行うなど、地域の総力をあげて地域の中心的な経営体へと育成し、将来的には認定農業者へと誘導していくとともに、令和4年度に県が設置した農業経営・就農支援センターを中心に担い手の経営診断強化を図る。

新規就農での取り組みでは担い手のいない果樹園については、ジョイント栽培等（軽労化可能な栽培技術を導入）の果樹小規模（兼業）農家の樹園地の再生、遊休化した水田に柿団地を造成し、反収の良い新品種の栽培をおこない、長期間にわたり栽培を期待できる町内の既存農家の後継者、定年前の50代の兼業農家（新規就農者）、町内の定年前の50代の非農家、地域おこし協力隊等のI J Uターンを見込んでいる。

また、親元就農については確実に定着が見込まれる就農タイプであり、親の経営に従事しながら行う就農研修への支援を推進する。

(1) 新規就農の現状

近年、本町において数名の新規就農者があるが、従来からの基幹産業である農業の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本町は青年層に農業を職業として選択してもらえよう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

3. 確保・育成すべき人数の目標

鳥取県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた年間80人の新規就農者（法人への新規雇用就農者の育成・確保目標を含め200人）を踏まえ、本町においては年間2人の当該青年等の確保を目標とする。また、現在の雇用就農の受け皿となる経営体を5年間で2経営体増加させる。

第5 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

1. 上記第2に掲げるこれらの効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積及び面的集積に関する目標を将来の地域における農用地の利用に占めるシェアの目標

○効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標

効率的かつ安定的な農業経営が地域における農用地の利用に占める面積のシェアの目標	備 考
57%	

○効率的かつ安定的な農業経営に面的集積についての目標

効率的かつ安定的な農業経営における経営農地の面的集積の割合が高まるように努めるものとする。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

次に掲げるところにより農用地の利用関係の改善に努めるものとする。

- (1) 鳥取県、農業協同組合、農地中間管理機構、農業委員会、農業経営相談所等と連携し、担い手の育成・確保を図る。
- (2) 農業委員・農地利用最適化推進委員、担い手の協力を得て、地域計画の策定・実行に向けた地域内での話し合いを推進する。
- (3) 再生困難な農地について、非農地化を推進する。

(4) 担い手への農地集積、分散ほ場の解消に向け、農地中間管理事業を推進する。

(5) 担い手への農地集約化と一体的に集約の対象農地の基盤整備事業を推進する。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、農地中間管理事業及び集落営農の組織化の取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。また、農用地の利用関係の改善に取り組む際には、担い手の意向を十分に把握し、その以降に配慮したものとなるよう努めるものとし、必要に応じて人・農地チーム会議を開催し、関係機関と連携しながら効率的な実施に努めるものとする。

第6 農業経営基盤強化促進事業に関する次に掲げる事項

町は、鳥取県が策定した「農業経営基盤強化促進基本方針」の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するため必要な事項」の2の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に則しつつ、南部町農業の地域特性、即ち、複合経営を中心とした多様な農業生産の展開や兼業化の著しい進行などの特徴を十分踏まえて、以下の方針に沿って農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

町は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 地域計画推進事業
- ② 利用権設定等促進事業
- ③ 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ④ 農作業の受委託を促進する事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保を促進する事業
- ⑥ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

さらに、町は、農用地利用改善団体に対して特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに述べる。

1. 地域計画策定に関する事項

(1) 地域計画の策定・実行

町は、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、地域農業の将来の在り方や農地利用の姿を明確化した地域計画を策定する。策定にあたっては農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるよう調整を行う。地域計画の実行に向けて、農地中間管理機構を中心とした利用権の設定を推進し、農用地の利用集積・集約化に当たっては、県、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関及び団体が担い手の経営状況・労働力等の情報を共有し、経営支援の観点を共有し、効果的に推進するものとする。

また、年1回以上進捗管理を行い、集落営農や大規模な新規参入者が生じた場合等、必要に応じて随時協議を行う。

なお、条件の悪い農地であって、農地として維持することが極めて困難であり、農業生産利用に向けた努力を払ってもなお農業上の利用が困難である農用地については、農業上の利用が行われる区域の外の農地として粗放的な利用を検討し、活性化計画を作成して保全等を図る。

(2) 区域の基準

地域計画策定の単位として適当であると認められる区域の基準は、人・農地プランの策定区域を基に、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動を

の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（概ね1以上の集落）とする。

(3) 農業者等による協議の場の設置等

協議の実施にあたっては、幅広い農業者の参画を図るため、区域ごとに基幹作物の米や果樹等の農繁期を除いて設定し、開催にあたっては担い手農業者及び自治会へ通知すると共に、南部町ホームページ等広報を利用して周知を行う。参加者は農業者、地権者、地域住民、農業委員、農地利用最適化推進委員、JA、農地中間管理機構、県、町その他関係者とする。

2. 利用権設定等促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による経過措置期間中においては、各区域に地域計画が策定されるまでの間、その策定等に配慮しつつ、利用権設定等促進事業を活用し、農用地の集積・集約化を進めることができる。

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作若しくは養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依りてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(ア)から(オ)までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあつては(ア)、(エ)及び(オ)に掲げる要件のすべて）を備えること。

(ア) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(イ) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(ウ) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(エ) その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあつては、常時従事者たる構成員をいう。）がいるものとする。

(オ) 所有権の移転を受ける場合は、上記(ア)から(エ)までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である場合、公共事業の施行に伴い用地買収を受ける者が、飯米確保のために代替地を取得する場合又は認定新規就農者等が農業用施設、畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他農業経営の合理化に資する施設の用に供する場合等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することができるものと認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、貸借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの(ア)及び(イ)に掲げる要件（農地所有適格法人にあつては、(ア)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第10条第2項に規定する事業を行う農業協

同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第11条の50第1項第1号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第2条第3項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が農地中間管理権を取得する場合又は法第7条第1号に掲げる農地中間管理機構の事業の特例事業の実施によって利用権の設定等を受ける場合、独立行政法人農業者年金基金法（平成14年法律第127号）附則第6条第1項第2号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合若しくは農地中間管理機構、農地利用集積円滑化団体又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 利用権の設定等を受けた後において耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（農地所有適格法人、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業経営基盤強化促進法施行令（昭和55年政令第219号）第3条で定める者を除く。）は、次に掲げるすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち1人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第2条第3項第2号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、賃借の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 町は、開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から農業経営基盤強化促進法の基本要綱の制定について（平成24年5月31日付け24経営第564号）様式第7号による開発事業計画書を提出させる。

- ② 町は、①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。
- ア 当該開発事業の実施が確実であること。
- イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可しうるものであること。
- ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可しうるものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

- ① 町は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ② 町は、農用地利用集積計画の定めるところにより設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の属する月の前月の20日までに当該利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定（又は移転）を内容として定めるものとする。

(5) 要請及び申出

- ① 農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときは、南部町に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。
- ② 町の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ②又は③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 町は、(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 町は、(5)の②又は③の規定による農地利用集積円滑化団体、農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等促進事業の調整が調ったときは、南部町は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 町は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的

に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウに掲げる事項については、(1)の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等(1)の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。)を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定(又は移転)を受ける利用権の種類、内容(土地の利用目的を含む。)、始期(又は移転の時期)、存続期間(又は残存期間)、借賃及びその支払の方法(当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法)、利用権の条件その他利用権の設定(又は移転)に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及び(現物出資に伴い付与される持分を含む。)その支払(持分の付与を含む。)の方法その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃貸借又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃貸借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が毎事業年度の終了後3月以内に、農業経営基盤強化促進法施行規則(昭和55年農林水産省令第34号)第16条の2各号で定めるところにより、権利の取得を受けた農地で生産した作物やその栽培面積、生産数量など、その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の利用状況について同意市町村の長に報告しなければならない旨
 - ウ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項
 - (ア) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (イ) 原状回復の費用の負担者
 - (ウ) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (エ) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

町は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、複数の共有に係る土地について利用権(その存続期間が20年を超えないものに限る。)の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持ち分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

町は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき又は(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利

用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を南部町の掲示板への掲示により公告するものとする。

(10)公告の効果

町が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11)利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12)農業委員会への報告

町は、解除条件付きの賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者からの農用地の利用状況の報告があった場合は、その写しを南部町農業委員会に提出するものとする。

(13)紛争の処理

町は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行なわれた後は、借賃又は対価の支払い等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(14)農用地利用集積計画の取消し等

① 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に定める者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

② 町は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に定める者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

③ 町は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取り消しに係る部分を町の掲示板に掲示することその他所定の手段により公告する。

④ 町が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取り消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとみなす。

⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。また、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構

に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

3. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

町は、地域関係農業者等が農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主的努力を助長するため、地域関係農業者等が組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（概ね1以上の集落）とするものとする。

なお、農用地の効果的かつ安定的な利用に支障をきたさない限り、集落の一部を除外することができる。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主要な内容は、(2)に規定する区域の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための作付地の集団化や農作業の効率化その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農用地利用改善事業の実施区域

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその地区とする地域関係農業者等が組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき、法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、基本要綱様式第4号の認定申請書を町に提出して、農用地利用規程について、町の認定を受けることができる。

② 町は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をするものとする。

ア 農用地利用規程の内容が、基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4)①エに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 町は、②の認定をしたときは、その旨及び認定に係る農用地利用規程を南部町の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③の規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人（以下「特定農業法人」という。）又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体（農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令第5条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。）を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 町は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について、(5)①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)①の認定をする。

ア ②イに掲げる目標が、(2)に規定する区域内の農用地の相当部分（特定農業法人では過半、特定農業団体では3分の2以上）について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

④ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第12条第1項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 町は、認定団体が、農用地利用改善事業を円滑に実施できるように必要な指導、援助に努める。
- ② 町は、(5)①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、西部農業改良普及所、農業委員会、農業協同組合、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4. 南部町農村振興公社が行う農作業の受託の実施並びに農業者への再委託の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農村振興公社による受託農作業の実施と農業者への再委託を通じた農作業の受委託の促進

イ 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業や農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託からの全面農作業受委託及び利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託にともなう労賃や機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農村振興公社による受託農作業の実施と農業者への再委託の促進等

ア 農村振興公社は、農作業の委託を行おうとする者からの申出に応じ、農作業受託サービスを実施する。

イ 農村振興公社は、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業のあっせんに努めるとともに、農業者の組織化の推進により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

ウ 農村振興公社は、農作業受託を行おうとする農業者との検討会を開催し、地域及び作業ごとの事情に応じた効率的な農作業の実施を勧めるとともに、個々の農業者による対応の困難な地域、高度な技術体系を要する農作業受託サービスを実施するための直営体制を維持運営する。

5. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

町は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進

イ 効率的な農作業の受委託事業を行う生産組織又は農家群の育成

ウ 農作業や農業機械利用の効率化等を図るため、農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化への必要措置と、農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から、全面農作業受委託、さらには

利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃や機械の償却等の観点からみた、適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

6. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

町は、効率的かつ安定的な経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組む。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に発揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている農業従事の態様等の改善に取り組むこととし、家族経営協定の締結に基づく給料制、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

さらに、町における新規就農者への支援体制として、就農意欲の喚起及び就農の定着を図るため、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、無利子の青年等就農資金、就農条件整備事業等を積極的に活用し、経営が不安定な新規就農者を支援する。

また、担い手育成機構、鳥取県西部総合事務所農林局（農林業振興課、西部農業改良普及所）と連携を図りながら、就農相談、技術指導、経営指導体制のより一層の充実を図る。

7. その他農業経営基盤の強化の促進に関する事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

町は、1 から 6 に掲げた事項の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な、以下の関連施策との連携に配慮するものとする。

ア 町は、水田のほ場整備未実施区域については、ほ場整備を推進し、整備済区域についても、客土、暗渠排水、農道舗装等の補完事業を実施し、生産基盤の強化を図る。また、コントリーエレベーター、野菜集出荷施設、加工施設等の導入済の農業近代化施設の効率的な利用を図るため、施設の改善や適正管理に努め、効率的かつ安定的な経営発展のための条件整備を図る。

イ 町は、水田農業活性化対策への積極的な取り組みによって、水稲作や転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、一部の営農組合が行っているような集団的土地利用による田畑転換を実施する「ブロックローテーション・共同作業方式」を模範とし、転作を契機とした地域の土地利用の見直し作付け体系の改善を通じて、農用地利用の集積や連担化による効率的作業等の望ましい営農展開に資するよう努める。

ウ 町は、水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通ずる望ましい経営の育成を図ることとする。特に、農事組合法人寺内農場、株式会社福成農園が行っているような面的な広がりでの田畑輪換を実施する集団的土地利用を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地利用の集積、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等望ましい経営の営農展開に資するよう努める。

エ 町は、多面的機能支払交付金事業及び中山間地域等直接支払交付金事業を積極的に取り組むことにより、地域ぐるみで農地及の保全と適正な管理を推進する。

オ 地域の農業の振興に関するその他の政策を行うに当たっては、農業経営意基盤強化の円滑な推進に資することとなるように配慮するものとする。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

町は、農業委員会、鳥取県西部総合事務所農林局（農林業振興課、西部農業改良普及所）、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体その他の関係団体と連携しつつ、農業経営意基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後5年にわたり、第1、第3で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体別の行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体別に明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区は、農業経営意基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、町はこのような協力の推進に配慮する。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営意基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

- 1 この基本構想は、平成17年6月25日から施行する。
- 1 この基本構想は、平成18年5月10日から施行する。（一部改正）
- 1 この基本構想は、平成22年6月1日から施行する。（一部改正）
- 1 この基本構想は、平成26年9月30日から施行する。（一部改正）
- 1 この基本構想は、令和3年2月15日から施行する。（一部改正）
- 1 この基本構想は、令和5年9月28日から施行する。（一部改正）

別紙1（第5の1(1)⑥関係）

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- ① 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第6条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第6条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するために利用権の設定等を受ける場合
 - ⇒法第18条第3項第2号イに掲げる要件
 - 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。）として利用するために利用権の設定等を受ける場合
 - ⇒その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ② 農業協同組合法第72条の8第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を混牧林地として利用するために利用権の設定等を受ける場合
 - ⇒その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができることと認められること。
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するために利用権の設定等を受ける場合
 - ⇒その土地を効率的に利用することができることと認められること。
- ③ 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金助成法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人（それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。）
 - 対象土地を農業用施設用地として利用するために利用権の設定等を受ける場合
 - ⇒その土地を効率的に利用することができることと認められること。

別紙2（第5の1(2)関係）

I 農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 借 賃 の 算 定 基 準
<p>1 存続期間は、原則10年以下（農業者年金制度関連の場合は10年以上、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間）とする。</p> <p>ただし、10年以下とすることが相当でない認められる場合には、10年以上とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定（又は移転）される利用権の当事者が当該利用権の存続期間（又は残存期間）の中途において解約する場合は、当事者双方の合意を要するものとする。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分に考慮し、当該農地の生産条件などを勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近隣の借賃がないときは、その採草放牧地の近隣の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力や固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもので定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもので定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」（平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知）第6に留意しつつ定めるものとする。</p>

③借賃の支払方法	④ 有 益 費 の 償 還
<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に係る借賃の額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払いは、賃貸人の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの で 定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき、南部町が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

II 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	② 賃 借 料 の 算 定 基 準
<p>Iの①に同じ。</p>	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近隣の農業用施設用地の借賃の額と比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の賃借料や固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

① 存続期間	② 損益の算定基準
Iの①に同じ。	1 作物等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃報酬が確保されるようにするものとする。

③損益の決済方法	④ 有益費の償還
Iの③に同じ。この場合においてIの③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。	Iの④に同じ。

IV 所有権の移転を受ける場合

① 対価の算定基準	② 対価の支払方法	③ 所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引(農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額な対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。)の価格に比較して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。</p> <p>なお、農業者年金基金が所有権の移転を行う場合の取扱いについては、農業者年金基金の定めるところによるものとする。</p>

<参 考 資 料>

【個別経営体】

モデル類型 1

水稻+大豆+作業受託

(適用地域：町内全域)

1 モデルの特徴 水田の借地により農地の集積を図り、水稻・大豆の田畑輪換栽培と作業受託を組み合わせ、機械の効率的利用により水田作の規模拡大

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模 ^a	粗収益(円)	所得(円)	労働時間	家族労働力
水田1200a	水稻	820	8,610,000	2,362,345	2,001	2人
うち借地1000a	大豆	380	3,404,800	906,457	338	1人当り
	作業受託	1000	0	-2,432,862	400	労働時間
						1,370
	合計	2200	12,014,800	835,939	2,739	

3 固定資産

4経営管理の方法・生産方式

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	《経営管理の方法》 複式簿記記帳による財務管理、 資金管理を行う。
作業場	鉄骨	1	5,400,000	《農業従事の態様》 休日の確保、役割分担の明確化 を図り、労働配分の平準化を 目指す。また、家族経営協定を締
収納庫(車庫)	木・瓦	1	1,890,000	
パイプハウス	300㎡	3	2,079,000	
トラクター	4WD,30ps	2	5,784,000	
ロータリー	180cm幅	1	652,000	
乗用管理機	23ps	1	3,485,000	
代掻きハロー	2.6m	1	542,000	
乗用型田植機	側条、6条	1	1,684,000	
動力散布機	背負式	1	105,000	
草刈機		2	100,000	
自脱型コンバイン	4条刈り	2	9,888,000	《その他》 品種の組み合わせに配慮して作 期の分散を図り作業の集中を避 ける。
大豆播種機	4条	1	247,000	
大豆コンバイン	150cm刈	1	6,303,000	
乾燥機	3t循環式	3	3,267,000	
籾摺機	揺動型	1	476,000	
軽トラック	4WD	1	1,050,000	
普通トラック	1t	1	1,850,000	

【個別経営体】

モデル類型 2

果樹

(適用地域：会見地域)

1 モデルの特徴

梨「新甘泉」ジョイント網掛け栽培と柿「輝太郎」棚栽培を取り入れた果樹複合経営。

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模(a)	粗収益(千円)	所得(千円)	労働時間	家族労働力
梨0.5ha	ゴールド二十世紀	20	3,024,000	669,018	837.4	2人 1人当たり 労働時間 1,250時間
柿0.5ha	新甘泉	15	2,625,000	1,311,158	303.6	
	王秋	15	3,600,000	1,580,807	392.6	
	かき富有	30	1,735,800	510,174	475.8	
	かき輝太郎	20	3,000,000	2,256,750	565.2	
	計	100	13,984,800	6,327,908	2,575	

3 固定資産

4 経営管理の方法・生産方式

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額	《経営管理の方法》
作業場	金属	50m ²	3,150,000	《経営管理の方法》 複式簿記記帳により経営状況の両面から経営改善に努める。 家族協定による役割分担、就業条件 収益分配の明確化 《農業従事の態様》 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。 また、休日制も導入する。 《その他》 多品目・多品種でリスク分散を図る。 水稲作業機械は借受して作業する。
農機具格納庫	スレート	40m ²	2,521,880	
梨網・ジョイント棚	鉄柱平棚	50a	6,510,000	
柿棚	鉄柱鉄線	20a	1,016,400	
網	5mm	35a	2,205,000	
スピードスプレーヤ	600 ^{リットル}	1台	4,568,400	
ロータリーモア	自走7ps	1台	350,700	
動力運搬車	5ps 500kg	1台	543,240	
軽トラック	660cc	1台	1,050,000	

【個別経営体】

モデル類型 3

いちじく+切花

(適用地域：全域)

1 モデルの特徴

水田転作を摘要地域とし、水田転作による雨よけいちじくを基幹として、施設化により収益の向上と労力の分散を図る切花・果樹複合経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働時間 (時)	家族労働力 (人)	備考
転換畑 0.6ha	いちじく	20a	2600kg/10a	3,957	1,533	総労働時間 2,031	2.0	
	切花 (シテッポウユリ)	15a	28000p/10a	3,360	1,033			
	切花 (ストック)	15a	28000p/10a	2,730	408	雇用労働時間 250		
	合計			10,047	2,975		1人当たり 労働時間 891	

3 固定資産

4 経営改善の特徴

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額	
作業場	木造・50㎡	50㎡	3,000,000	<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底する。 家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 <p>【農業従事の様態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。 <p>【その他】</p> <p>水田転換畑にハウスを導入し、4月から8月までシテッポウユリを栽培する。9月からはストックを作付け、ハウスの高度利用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ストックは作業ピークの解消のため、早生から晩生まで品種を組み合わせる。
ハウス	連棟式	20a	6,000,000	
ビニールハウス	6m×50m	5棟	9,750,000	
いちじく棚	パイプ	20a	300,000	
農機具格納庫	鉄骨スレート	6㎡	342,857	
動力運搬車	5ps 500kg	1台	273,200	
トラクタ	25ps	1台	2,870,640	
ロータリー	160cm	1台	475,200	
管理機	3.5ps	1台	197,400	
播種機ロータリーター	2条	1台	257,000	
動力噴霧器	6ps、可搬	1台	281,880	
背負式動力噴霧器	1.2ps	1台	68,780	
灌水ポンプ:自吸	2.2ps	1台	171,200	
軽トラック	660cc	1台	1,050,000	

【個別経営体】

モデル類型4

酪農

(適用地域：全域)

1 モデルの特徴

南部町西伯地域全域を適用地域とし、水田転作作物として自給粗飼料を確保し、効率的な経営を目標とする。

2 営農モデル設計

耕地面積・家畜頭羽数	作目名	生産規模	粗収益	所得	労働時間	家族労働力
経産牛40頭 育成牛20頭	生乳	9,300kg/頭	42,110,400	6,682,398	1,600	2人 1人当り 1,000
畑	イタリアンライグラス、夏作牧草	5.0ha		-3,290,418	400	
	合計		42,110,400	3,391,981	2,000	

3 固定資産

4 経営管理の方法・生産方式

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	
畜舎	木造	1	19,600,000	<p>《経営管理の方法》 複式簿記により、経営管理を徹底する。 牛群検定を実施し優良牛の子牛を自家育成してコスト削減を図ると共に、カウコンフォートを実践して乳質改善と乳量増加を図る。</p> <p>《農業従事の態様》 酪農ヘルパー制度を活用して、定期的な休暇を確保する。 飼料用機械は、3経営体で共同作業を行う。</p> <p>《その他》 つなぎ方式。パイプラインミルクカーで搾乳する。 イタリアンライグラスを主体とし、一部圃場でスーダングラス等の暖地型グラス類の栽培を行う。 いずれもラッピングサイレージ調製とする。</p>
堆肥舎	鉄骨、コンクリート	1	7,000,000	
尿溜	コンクリート製	1	1,500,000	
農具舎	6*10m、木造	1	5,600,000	
トラクター	60PS、4WD	1	5,234,000	
トラクター	40PS、4WD	0.3	1,227,667	
バークリーナ	50頭用、2.2kw	1	2,723,000	
パイプラインミルクカー	50φ、4ユニット	1	3,664,000	
バルククーラ	1500 ^{リットル} 、2.2kw	1	2,838,000	
トラック	2t	0.3	699,000	
ダンプ	2t	1	2,511,000	
軽トラック	660cc、4WD	1	1,050,000	
ボトムプラウ	18×2、60PS	0.3	154,667	
ディスクハロー	18×28、60PS	0.3	204,667	
ロータリー	220cm	0.3	298,333	
ブロードキャスター	800L	0.3	125,667	
ライムソー	180cm	0.3	113,333	
カルチパッカー	250cm	0.3	210,333	
スプレーヤ	600L、13m	0.3	413,333	
テッダーレーキ	260cm	0.3	201,333	
ディスクモア	160cm	0.3	409,667	
ロールベアラ	120cm	0.3	1,383,333	
ラッピングマシン	120cm	0.3	516,667	
ベールグリッパ		0.3	115,000	
バキュームカー	2,000L	0.3	423,333	
マニュアルスピレダ	3.3t	0.3	530,000	
パソコン		1	200,000	
乳牛(経産牛)		40	19,301,600	

【個別経営体】

モデル経営類型5

肉用牛

(適用地域：全域)

1 モデルの特徴

中山間地域を含めた南部町全域を適用地域とし、水田転作作物を栽培して自給粗飼料を確保し、効率的な経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積・家畜頭 羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益	所得	労働時間	家族 労働力
繁殖和牛20頭	肉用牛(子牛)	20頭	18頭	12,711,564	2,079,383	2,700	1.5人
水田	イタリアン ライグラス	4.0ha (うち借地2.0ha)	4,000kg/10a	1,400,000	515,266	300	1人当り 2,000
	合計			14,111,564	2,594,650	3,000	

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	規格・能力	台数	取得価格(円)
牛舎	木造	1	10,080,000
堆肥舎	木造100m ²	1	2,800,000
農具舎	木造50m ²	1	700,000
トラクター	4WD、30ps	1	2,892,000
ロールバレー	径90cm	1	797,480
ラッピングマシーン	90-120cm	1	1,700,000
モアー	135cm	1	323,000
テッダー	300cm	1	646,000
ロータリー	2m	1	958,000
ホイルローダー	0.6立米	1	3,800,000
飼料用カッター		1	134,000
軽トラック	4WD	1	1,050,000
ダンプ	2t	1	3,450,000
繁殖和牛		20	9,659,600

4 経営管理の方法・生産方式

<p>《経営管理の方法》 複式簿記記帳により財務管理、資金管理を徹底する。</p>
<p>《農業従事の態様》 家族経営協定の締結により経営内の役割分担、労働時間、休日・休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化を図る。</p>
<p>《その他》 計画交配を実施し、後継牛は自家保留牛を基本とする。</p> <p>子牛は、3か月離乳を行い、母牛は1年1産を目指す。</p> <p>自給飼料の調製はラッピングサイレージとする。</p>

【個別経営体】

モデル類型 6

ブロッコリー

(適用地域：全域)

1 モデルの特徴

ブロッコリーを基幹とした経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働時間 (時)	家族労働力 (人)	備考
水田 5.0ha	初夏どりブロッコリー	1.5ha	920kg/10a	4,513	915	総労働時間 5,596	2人	
	秋冬どりブロッコリー	3.5ha	920kg/10a	10,658	1,938			
				合計 15,171	2,853	雇用労働時間 1,157	1人当たり 労働時間 2,219	

3 固定資産

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額
作業場・農具舎	木・瓦	100m ²	6,300,000
育苗ビニールハウス	6m×40m	1棟	702,000
農機具格納庫	鉄骨	3m ²	180,000
トラクタ	35ps	1台	3,892,320
ロータリ	180cm	1台	626,400
管理機	6.3ps	1台	298,000
ブロードキャスター	300 ^{リットル}	1台	266,760
動力噴霧機	可搬式6ps	1台	255,960
軽トラック	660cc	1台	1,050,000

4 経営改善の特徴

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底する。 ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 <p>【農業従事の様態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブロッコリーは各作型とも時期に応じた品種を組み合わせ、品質、収量を確保する。 ・何れの作型とも計画的な播種、定植を行い、管理作業、出荷時期の分散を図る。

【個別経営体】

モデル類型 7

白ねぎ+スイートコーン

(適用地域：全域)

1 モデルの特徴

白ねぎを基幹としてスイートコーンを加えた複合経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働時間 (時)	家族労働力 (人)	備考
水田 1.0ha	夏ねぎ	0.3ha	2400kg/10a	2,801	900	総労働時間	2.5	
	秋冬ねぎ	0.6ha	2640kg/10a	5,718	1,715	5,503		
	春ねぎ	0.2ha	2880kg/10a	1,849	609	雇用労働時間 382		
	スイートコーン	0.3ha	1100kg/10a	815	-63			
	合計			11,183	3,161			

3 固定資産

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額
作業場	木・瓦	30m ²	1,944,000
農機具格納庫	鉄骨	30m ²	1,944,000
パイプハウス	6m×15m	1棟	526,500
トラクタ	4WD25ps	1台	2,870,640
ロータリ	160cm	1台	475,200
セット動噴	3ps	1台	208,440
土寄機	6.0ps	1台	316,050
掘取用管理機	6.0ps	1台	316,050
皮むき機・コンプレッサー	電動式, 3PS	1台	614,520
結束機	電動式	1台	243,600
軽トラック	660cc	1台	1,050,000

4 経営改善の特徴

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底する。 ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 <p>【農業従事の様態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な播種、定植を行い、管理作業、出荷期の分散を図る。 ・スイートコーンは土作りや土壌改良を兼ねる目的で導入する。

【個別経営体】

モデル類型 8

花壇苗

(適用地域：全域)

1 モデルの特徴

水田転作に伴うハウス（花壇苗）を基幹とした経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働時間 (時)	家族労働力 (人)	備考
水田 68a	花壇苗 (パンジー)	30a	65000p/10a	9,750	722	総労働時間 6,444	2.5	
	花壇苗 (ハチュニア)	12a	60000p/10a	3,600	575			
	花壇苗 (葉ぼたん)	10a	51000p/10a	3,570	359	雇用労働時間 2,046		
	花壇苗 (マリーゴールド)	10a	65000p/10a	3,900	1,177			
	花壇苗 (サルビア)	6a	60000p/10a	1,620	125			
	合計			22,440	2,958		1人当たり 労働時間 1,759	

3 固定資産

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額
作業場・農具舎	木・瓦	40m ²	2,444,400
低コストハウス (耐雪型)	6m×50m	10棟	23,560,000
灌水ポンプ	4.5ps	1台	171,200
動力噴霧器	6ps、可搬	1台	281,880
真空播種機	100V 100トレイ	1台	379,050
背負式動力噴霧器	1.2ps	1台	68,780
軽トラック	4WD、5MT	1台	1,050,000
普通トラック	2WD 1t 5MT	1台	2,230,000

4 経営改善の特徴

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底する。 ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 <p>【農業従事の様態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンジーは、多くの花色を栽培し、色合わせを上手に行う。

【個別経営体】

モデル類型 9

切花

(適用地域：全域)

1 モデルの特徴

水田転作に伴うハウス（切花）を基幹とした経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働時間 (時)	家族労働力 (人)	備考
水田 68a	切花（シテッポウエリ）	25a	26000本/10a	5,740	998	総労働時間 2,586	2.0	
	切花（ストック）	15a	26000本/10a	2,730	789			
	切花（トルギキョウ）	15a	31000本/10a	4,539	1,360	雇用労働時間 888		
	合計			13,009	3,147			

3 固定資産

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額
作業場・農具舎 低コストハウス（耐雪型）	木・瓦 6m×50m	40㎡ 10棟	2,444,400 23,560,000
トラクタ	25ps	1台	2,870,640
ロータリ	160cm	1台	475,200
動力噴霧器	6ps、可搬	1台	281,880
背負式動力噴霧器	1.2ps	1台	68,780
灌水ポンプ	2.2ps	1台	171,200
管理機	3.5ps	1台	197,400
軽トラック	4WD、5MT	1台	1,050,000

4 経営改善の特徴

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底する。 ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 <p>【農業従事の様態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。 <p>【その他】</p>
--

【個別経営体】

モデル類型 10

イチゴ（高設）

（適用地域：全域）

1 モデルの特徴

水田転作に伴うハウス（イチゴ高設）を基幹とした経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働時間 (時)	家族労働力 (人)	備考
水田 0.3ha	イチゴ（高設）	21a	4200kg/10a	9,499	2,664	総労働時間 3,725 雇用労働時間 352	2.0	
				合計 9,499	2,664		1人当たり 労働時間 1,687	

3 固定資産

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額
作業場	木・瓦	30m ²	1,890,000
資材倉庫	軽量鉄骨	50m ²	3,150,000
鳥取型低コストハウス	6m×50m	7棟	6,142,500
高設ベンチ	4畝×45m	7組	4,363,380
育苗ハウス（低コストハウス）	6m×40m	2棟	1,404,000
育苗ベンチ	2bed×35m	2組	771,120
動力噴霧器		1台	281,880
炭酸ガス発生機（ネボンCG-254S1G）		2台	804,000
かん水設備（ポンプ等）		1台	342,000
高設ベンチ耕耘機（みのるMFA-6A）	24.5cc	1台	158,760
軽トラック4WD 5MT	660cc	1台	1,050,000

4 経営改善の特徴

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底する。 家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 <p>【農業従事の様態】</p> <p>【その他】</p>

【組織経営体】

モデル類型 1

水稻+作業受託

(適用地域：平坦部)

1 モデルの特徴 水田の借地により農地の集積を図り、水稻栽培と作業受託を組み合わせ、機械の効率的利用により水田作の規模拡大を図る。

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模 ^a	粗収益(円)	所得(円)	労働時間	組織労働力
水田(借地)2000a	水稻	2000	21,000,000	7,987,020	4,880	3人
作業受託1000a	作業受託	1000	0	-1,705,270	400	1人当り 労働時間 1,760
	合計	3000	21,000,000	6,281,750	5,280	

3 固定資産

4 経営管理の方法・生産方式

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)	
作業場	鉄骨	1	5,400,000	《経営管理の方法》 複式簿記記帳による財務管理、 資金管理を行う。
収納庫(車庫)	木・瓦	1	1,890,000	
パイプハウス	300㎡	3	2,079,000	
トラクター	4WD, 30ps	2	5,784,000	
ロータリー	180cm幅	1	652,000	
乗用管理機	23ps	1	3,485,000	
代掻きハロー	260cm	1	542,000	
乗用型田植機	側条、6条	1	1,684,000	
動力散布機	背負式	1	105,000	
草刈機		2	100,000	
自脱型コンバイン	4条刈り	2	9,888,000	《農業従事の態様》 休日の確保、役割分担の明確化 を図り、労働配分の平準化を 目指す。
乾燥機	3t循環式	3	3,267,000	
籾摺機	揺動型	1	476,000	
軽トラック	4WD	1	1,050,000	
普通トラック	1t	1	1,850,000	
				《その他》 品種の組み合わせに配慮して作 期の分散を図り作業の集中を避 ける。

【組織経営体】

モデル類型 2

水稻+大豆

(適用地域：町内全域)

1 モデルの特徴 水田の借地により農地の集積を図り、水稻・大豆の田畑輪換栽培を行い、機械の効率的利用により水田作の規模拡大を図る。

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模 ^a	粗収益(円)	所得(円)	労働時間	組織労働力
水田(借地)2500a	水稻	2000	21,000,000	7,744,588	4,880	3人 1人当り 労働時間 1,775
	大豆	500	4,480,000	1,262,187	445	
	合計	2500	25,480,000	9,006,775	5,325	

3 固定資産

4 経営管理の方法・生産方式

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)		
作業場	鉄骨	1	5,400,000	《経営管理の方法》 複式簿記記帳による財務管理、 資金管理を行う。	
収納庫(車庫)	木・瓦	1	1,890,000		
パイプハウス	300㎡	3	2,079,000		
トラクター	4WD, 30ps	2	5,784,000		
ロータリー	180cm幅	1	652,000		
乗用管理機	23ps	1	3,485,000		
代掻きハロー	260cm	1	542,000		
乗用型田植機	側条、6条	1	1,684,000		
動力散布機	背負式	1	105,000		
草刈機		2	100,000		《農業従事の態様》 休日の確保、役割分担の明確化 を図り、労働配分の平準化を 目指す。また、家族経営協定を締
自脱型コンバイン	4条刈り	2	9,888,000		
大豆播種機	4条	1	247,000		
大豆コンバイン	150cm刈	1	6,303,000		
乾燥機	3t循環式	3	3,267,000		
粃摺機	揺動型	1	476,000		
軽トラック	4WD	1	1,050,000	《その他》 品種の組み合わせに配慮して作 期の分散を図り作業の集中を避 ける。	
普通トラック	1t	1	1,850,000		

【新規就農】

モデル類型 1

果樹

(適用地域：会見地区)

1 モデルの特徴

梨「新甘泉」ジョイント網掛け栽培と柿「輝太郎」棚栽培を取り入れた果樹複合経営。

2 営農モデル設計

耕地面積家畜頭羽数	作目名	生産規模(a)	粗収益(千円)	所得(千円)	労働時間	家族労働力
梨0.5ha	ゴールド二十世紀	20	3,024,000	701,299	837.4	1人 1人当たり 労働時間 1,700時間
柿0.5ha	新甘泉	10	1,750,000	803,003	202.4	
	王秋	10	2,000,000	660,347	261.7	
	かき富有	10	578,600	147,461	158.6	
	かき輝太郎	10	1,500,000	910,517	282.6	
	計	60	8,852,600	3,222,626	1,743	

3 固定資産

4 経営管理の方法・生産方式

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額	《経営管理の方法》
作業場	金属	50m ²	3,150,000	《経営管理の方法》 複式簿記記帳により経営状況の両面から経営改善に努める。 家族協定による役割分担、就業条件 収益分配の明確化 《農業従事の態様》 農繁期における臨時雇用の確保により、過重労働を防止する。 また、休日制も導入する。 《その他》 多品目・多品種でリスク分散を図る。 水稲作業機械は借受して作業する。
農機具格納庫	スレート	40m ²	2,521,880	
梨網・ジョイント棚	鉄柱平棚	40a	5,208,000	
柿棚	鉄柱鉄線	20a	1,016,400	
網	5mm	20a	1,260,000	
スピードスプレー	600 ^{リットル}	1台	4,568,400	
ロータリーモア	自走7ps	1台	350,700	
動力運搬車	5ps 500kg	1台	543,240	
軽トラック	660cc	1台	1,050,000	

【新規就農】

モデル類型 2

いちじく+切花

(適用地域：全域)

1 モデルの特徴

水田転作を摘要地域とし、水田転作による雨よけいちじくを基幹として、施設化により収益の向上と労力の分散を図る切花・果樹複合経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働時間 (時)	家族労働力 (人)	備考
転換畑 0.6ha	いちじく	20a	2500kg/10a	3,805	1,414	総労働時間	2.0	
	切花 (シテッポウユリ)	15a	26000p/10a	3,120	850	2,031		
	切花 (ストック)	15a	26000p/10a	2,535	260	雇用労働時間		
				合計	9,460	2,524		

3 固定資産

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額
作業場	木造・50㎡	50a	3,000,000
ハウス	連棟式	20a	6,000,000
ビニールハウス	6m×50m	5棟	9,750,000
いちじく棚	パイプ	20a	300,000
農機具格納庫	鉄骨スレート	6㎡	342,857
動力運搬車	5ps 500kg	1台	273,200
トラクタ	25ps	1台	2,870,640
ロータリー	160cm	1台	475,200
管理機	3.5ps	1台	197,400
播種機ロータリー	2条	1台	257,000
動力噴霧器	6ps、可搬	1台	281,880
背負式動力噴霧器	1.2ps	1台	68,780
灌水ポンプ:自吸	2.2ps	1台	171,200
軽トラック	660cc	1台	1,050,000

4 経営改善の特徴

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底する。 家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 <p>【農業従事の様態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。 <p>【その他】</p> <p>水田転換畑にハウスを導入し、4月から8月までシテッポウユリを栽培する。9月からはストックを作付け、ハウスの高度利用を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ストックは作業ピークの解消のため、早生から晩生まで品種を組み合わせる。
--

【新規就農】

モデル類型 3

酪農

(適用地域：町内全域)

1 モデルの特徴

南部町西伯地域全域を適用地域とし、水田転作作物として自給粗飼料を確保し、効率的な経営を目標とする。

2 営農モデル設計

耕地面積・家畜頭羽数	作目名	生産規模	粗収益	所得	労働時間	家族労働力
経産牛40頭 育成牛20頭	生乳	9,100kg/頭	41,204,800	5,776,798	1,600	2人
畑	イタリアンライグラス、夏作牧草	5.0ha		-3,290,418	400	1人当 1,000
	合計		41,204,800	2,486,381	2,000	

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	能力	台数	取得価格(円) (1台、施設計)
畜舎	木造	1	19,600,000
堆肥舎	鉄骨、コンクリート	1	7,000,000
尿溜	コンクリート製	1	1,500,000
農具舎	6*10m、木造	1	5,600,000
トラクター	60PS、4WD	1	5,234,000
トラクター	40PS、4WD	0.3	1,227,667
バークリーナ	50頭用、2.2kw	1	2,723,000
パイプラインミルク	50φ、4ユニット	1	3,664,000
バルククーラ	1500リットル、2.2kw	1	2,838,000
トラック	2t	0.3	699,000
ダンプ	2t	1	2,511,000
軽トラック	660cc、4WD	1	930,000
ボトムプラウ	18×2、60PS	0.3	154,667
ディスクハロー	18×28、60PS	0.3	204,667
ロータリー	220cm	0.3	298,333
ブロードキャスター	800L	0.3	125,667
ライムソワー	180cm	0.3	113,333
カルチパッカー	250cm	0.3	210,333
スプレーヤ	600L、13m	0.3	413,333
テッダーレーキ	260cm	0.3	201,333
ディスクモア	160cm	0.3	409,667
ロールベアラ	120cm	0.3	1,383,333
ラッピングマシン	120cm	0.3	516,667
ベールグリッパ	0	0.3	115,000
バキュームカー	2,000L	0.3	423,333
マニユアスピレッダ	3.3t	0.3	530,000
パソコン	0	1	200,000
乳牛(経産牛)	0	40	19,301,600

4 経営管理の方法・生産方式

《経営管理の方法》
複式簿記により、経営管理を徹底する。
牛群検定を実施し優良牛の子牛を自家育成してコスト削減を図ると共に、カウコンフォートを実践して乳質改善と乳量増加を図る。

《農業従事の態様》
酪農ヘルパー制度を活用して、定期的な休暇を確保する。
飼料用機械は、3経営体で共同作業を行う。

《その他》
つなぎ方式。パイプラインミルクで搾乳する。
イタリアンライグラスを主体とし、一部圃場でスーダングラス等の暖地型グラス類の栽培を行う。
いずれもラッピングサイレージ調製とする。

【新規就農】

モデル類型 4

肉用牛

(適用地域：町内全域)

1 モデルの特徴

中山間地域を含めた南部町全域を適用地域とし、水田転作作物を栽培して自給粗飼料を確保し、効率的な経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積・家畜頭 羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益	所得	労働時間	家族 労働
繁殖和牛18頭	肉用牛（子牛）	18頭	16頭	11,440,408	2,028,566	2,700	1.5人
水田	イタリアン ライグラス	4.0ha (うち借地2.0ha)	4,000kg/10a	1,400,000	515,266	300	1人当り 2,000
	合計			12,840,408	2,543,832	3,000	

3 固定資産

機械施設名 (主な資本装備)	規格・能力	台数	取得価格(円)
牛舎	木造	1	10,080,000
堆肥舎	木造100m ²	1	2,800,000
農具舎	木造50m ²	1	700,000
トラクター	4WD、30ps	1	2,892,000
ロールバレー	径90cm	1	797,480
ラッピングマシン	90-120cm	1	1,700,000
モア	135cm	1	323,000
テッダー	300cm	1	646,000
ロータリー	2m	1	958,000
ホイルローダー	0.6立米	1	3,800,000
飼料用カッター		1	134,000
軽トラック	4WD	1	1,050,000
ダンプ	2t	1	3,450,000
繁殖和牛			9,659,600

4 経営管理の方法・生産方式

《経営管理の方法》
複式簿記記帳により財務管理、資金管理を徹底する。

《農業従事の態様》

家族経営協定の締結により経営内の役割分担、労働時間、休日・休暇等の就業条件、収益の分配等について明確化を図る。

《その他》

計画交配を実施し、後継牛は自家保留牛を基本とする。

子牛は、3か月離乳を行い、母牛は1年1産を目指す。

自給飼料の調製はラッピングサイレージとする。

【新規就農】

モデル類型 5

ブロッコリー

(適用地域：全域)

1 モデルの特徴

ブロッコリーを基幹とした経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働時間 (時)	家族労働力 (人)	備考
水田 5.0ha	初夏どりブロッコリー	1.3ha	920kg/10a	3,911	770	総労働時間 4,813	2.0	
	秋冬どりブロッコリー	3.0ha	920kg/10a	9,136	1,600			
				合計 13,047	2,370	雇用労働時間 638	1人当たり 労働時間 2,088	

3 固定資産

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額
作業場・農具舎	木・瓦	100m ²	6,300,000
育苗ビニールハウス	6m×40m	1棟	702,000
農機具格納庫	鉄骨	3m ²	180,000
トラクタ	35ps	1台	3,892,320
ロータリ	180cm	1台	626,400
管理機	6.3ps	1台	298,000
ブロードキャスター	300 ^{リットル}	1台	266,760
動力噴霧機	可搬式6ps	1台	255,960
軽トラック	660cc	1台	1,050,000

4 経営改善の特徴

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底する。 家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 <p>【農業従事の様態】</p> <ul style="list-style-type: none"> 農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ブロッコリーは各作型とも時期に応じた品種を組み合わせ、品質、収量を確保する。 何れの作型とも計画的な播種、定植を行い、管理作業、出荷時期の分散を図る。
--

【新規就農】

モデル類型 6

白ねぎ+スイートコーン

(適用地域：全域)

1 モデルの特徴

白ねぎを基幹としてスイートコーンを加えた複合経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働時間 (時)	家族労働力 (人)	備考
水田 1.0ha	夏ねぎ	0.2ha	2400kg/10a	1,867	530	総労働時間 4,539	2.0	
	秋冬ねぎ	0.5ha	2640kg/10a	4,765	1,316			
	春ねぎ	0.2ha	2880kg/10a	1,849	578	雇用労働時間 320		
	スイートコーン	0.3ha	1100kg/10a	815	-110			
	合計			9,296	2,314			
						1人当たり 労働時間 2,110		

3 固定資産

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額
作業場	木・瓦	30m ²	1,944,000
農機具格納庫	鉄骨	30m ²	1,944,000
パイプハウス	6m×15m	1棟	526,500
トラクタ	4WD25ps	1台	2,870,640
ロータリ	160cm	1台	475,200
セット動噴	3ps	1台	208,440
土寄機	6.0ps	1台	316,050
掘取用管理機	6.0ps	1台	316,050
皮むき機・コンプレッサ	電動式, 3PS	1台	614,520
結束機	電動式	1台	243,600
軽トラック	660cc	1台	1,050,000

4 経営改善の特徴

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底する。 ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 <p>【農業従事の様態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画的な播種、定植を行い、管理作業、出荷期の分散を図る。 ・スイートコーンは土作りや土壌改良を兼ねる目的で導入する。

【新規就農】

モデル類型 7

花壇苗

(適用地域：全域)

1 モデルの特徴

水田転作に伴うハウス（花壇苗）を基幹とした経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働時間 (時)	家族労働力 (人)	備考
水田 68a	花壇苗（パンジー）	30a	60000p/10a	8,775	650	総労働時間 6,444	2.5	
	花壇苗（ペチュニア）	12a	55000p/10a	3,240	518			
	花壇苗（葉ぼたん）	10a	46000p/10a	3,213	323	雇用労働時間 2,046		
	花壇苗（マーゴールド）	10a	60000p/10a	3,510	1,060			
	花壇苗（サルビア）	6a	55000p/10a	1,458	112			
	合計			20,196	2,663			

3 固定資産

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額
作業場・農具舎	木・瓦	40m ²	2,444,400
低コストハウス（耐雪型）	6m×50m	10棟	23,560,000
灌水ポンプ	4.5ps	1台	171,200
動力噴霧器	6ps、可搬	1台	281,880
真空播種機	100V 100ℓ/イ	1台	379,050
背負式動力噴霧器	1.2ps	1台	68,780
軽トラック	4WD、5MT	1台	1,050,000
普通トラック	2WD 1t 5MT	1台	2,230,000

4 経営改善の特徴

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底する。 ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 <p>【農業従事の様態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。 <p>【その他】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パンジーは、多くの花色を栽培し、色合わせを上手に行う。

【新規就農】

モデル類型 8

切花

(適用地域：全域)

1 モデルの特徴

水田転作に伴うハウス（切花）を基幹とした経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働時間 (時)	家族労働力 (人)	備考
水田 68a	切花 (ソテツホウユリ)	25a	26000本/10a	5,740	898	総労働時間 2,586	2.0	
	切花 (ストック)	15a	26000本/10a	2,730	710			
	切花 (トルコキキョウ)	15a	31000本/10a	4,539	1,224	雇用労働時間 888		
	合計			13,009	2,832			

3 固定資産

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額
作業場・農具舎	木・瓦	40㎡	2,444,400
低コストハウス (耐雪型)	6m×50m	10棟	23,560,000
トラクタ	25ps	1台	2,870,640
ロータリ	160cm	1台	475,200
動力噴霧器	6ps、可搬	1台	281,880
背負式動力噴霧器	1.2ps	1台	68,780
灌水ポンプ	2.2ps	1台	171,200
管理機	3.5ps	1台	197,400
軽トラック	4WD、5MT	1台	1,050,000

4 経営改善の特徴

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底する。 ・家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 <p>【農業従事の様態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農繁期における臨時雇用の確保により過重労働を防止する。 <p>【その他】</p>
--

【新規就農】

モデル類型 9

イチゴ（高設）

（適用地域：全域）

1 モデルの特徴

水田転作に伴うハウス（イチゴ高設）を基幹とした経営を目標とする。

2 経営モデルの概要

耕地面積 家畜頭羽数	作目名	生産規模	目標生産量	粗収益 (千円)	所得 (千円)	労働時間 (時)	家族労働力 (人)	備考
水田 0.3ha	イチゴ（高設）	21a	4000kg/10a	9,047	2,301	総労働時間 3,725	2.0	
				合計 9,047	2,301	雇用労働時間 352	1人当たり 労働時間 1,687	

3 固定資産

機械・施設名	規格・能力	台数・面積	取得価額
作業場	木・瓦	30㎡	1,890,000
資材倉庫	軽量鉄骨	50㎡	3,150,000
鳥取型低コストハウス	6m×50m	7棟	6,142,500
高設ベンチ	4畝×45m	7組	4,363,380
育苗ハウス（低コストハウス）	6m×40m	2棟	1,404,000
育苗ベンチ	2bed×35m	2組	771,120
動力噴霧器		1台	281,880
炭酸ガス発生機（ネボンCG-254S1G）		2台	804,000
かん水設備（ポンプ等）		1台	342,000
高設ベンチ耕耘機（みるMFA-6A）	24.5cc	1台	158,760
軽トラック4WD 5MT	660cc	1台	1,050,000

4 経営改善の特徴

<p>【経営管理の方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> 複式簿記記帳の実施により、財務管理、資金管理を徹底する。 家族経営協定の締結を通じ、経営内における世帯員の役割分担、労働時間、休日、休暇等の就業条件、収益の配分等について明確化する。 <p>【農業従事の様態】</p> <p>【その他】</p>
